

自転車の点検・整備はお済みですか?

自転車は自動車と同じ車両です。

きちんと点検整備した安全な自転車で交通ルールを守り安全運転に心がけましょう。



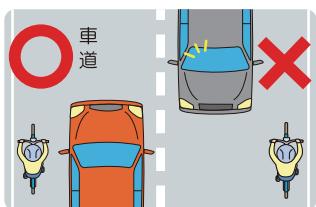
みんなで守ろう 自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



道路の左側端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では必ず信号を守り、一時停止をして安全を確認しましょう。



③夜間はライトを点灯

夜間運転するときは、ライトを点灯しなければなりません。



④飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ヘルメットを着用

自転車を利用するとき(同乗を含む)は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



2022年12月1日より新登場

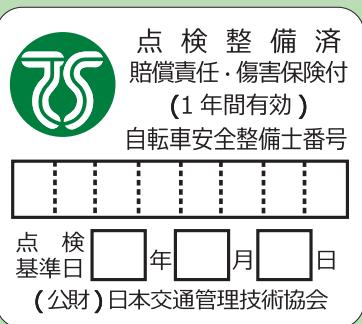
プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

□賠償責任補償(限度額) 最高 **1億円**

□人身事故すべてが対象 □示談交渉サービス付き

緑色TSマーク



緑色TSマーク付帯保険の補償内容と支払対象

○TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

支払いの対象	賠償責任補償	傷害補償	
	死亡又は傷害 (すべての人身事故)	死亡又は 重度後遺障害	入院15日以上
	限度額 1億円 ※示談交渉サービス付き	保険金額 一律 50万円	保険金額 一律 5万円
支払いの対象	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が日本国内での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被った場合	左記の事故によって、入院加療15日以上の傷害を被った場合 ※入院15日未満及び通院は補償の対象外です。
支払いできない主要な場合	(共通) <ul style="list-style-type: none">○盜んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故○自転車搭乗者の故意による事故○地震、噴火、津波による事故 <p>(傷害補償)<ul style="list-style-type: none">○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの<p>(賠償責任補償)<ul style="list-style-type: none">○同居の親族・同乗者に対する賠償事故○対物損害</p></p>		
その他	<ul style="list-style-type: none">○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。賠償責任補償の保険金は支払われます。○搭乗中の人には、自転車の所有者である必要はありません。○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。○事故は、道路上で起きたものに限られません。○重度後遺障害(傷害補償)とは、自賠法に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払できないことがあります。		

TSマークは
点検・整備に付帯した
● ●
自転車向け保険です





もしも、事故が発生したら…

知つてますか？ 緑色TSマーク



手続きは簡単

お近くの自転車安全整備店で、点検整備（有料）を受け、
TSマークを貼つてもらうだけ！

年齢に制限なし

年齢に関係なく、どなたでも入れます！

誰が運転しても補償の対象

TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります！

もしもの時に安心

緑色TSマークはすべての人身事故の相手が賠償責任補償の対象となります。賠償責任補償の限度額は**1億円**。安心が広がります！

安心の示談交渉サービス

スマーズな解決のためにあなたに代わって保険会社が示談交渉を行います。さらに、安心が広がります。ただし、自転車の搭乗者が業務中の場合は、対象外となります（保険金は支払われます。）。

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったものです。

※付帯保険の内容については、裏面・左ページをご覧ください。

お近くの自転車安全整備店の検索はこちら



自転車安全整備店 検索

<https://www.tmt.or.jp/safety/index.html>

乗る前の
点検ポイントは
ここ！



まず、何より大切なのはブレーキ！
ちゃんと利きますか？

ポイント
1 ブレーキ
2 タイヤ



傷やヒビはありませんか？
すり減っていますか？
空気は入っていますか？

ポイント
3 反射材
4 車体



横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか？

ポイント
5 ライト
ちゃんとつきますか？



三井住友海上火災保険株
& 事故受付センター（24時間受付）
0120-258-189



[重要なお願い]
・110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行ってください。
・事故受付センターにお電話の際は、はじめに「TSマークの件です」とお伝えください。
・TSマークの「色」、「自転車安全整備士番号」、「点検基準日」を確認し、
事故受付センターにご連絡ください。確認ができる場合は、加入確認
ができます。事故対応ができます。

1年ごとの更新を忘れずに！



TSマーク付帯保険の有効期間は1年です
毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

自転車マークで 安全安心!

TSマークは
点検・整備に付帯した
自転車向け保険です



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

賠償責任補償額(限度額)
最高 1億円

人身事故すべてが対象となりました

公益財団法人 日本交通管理技術協会

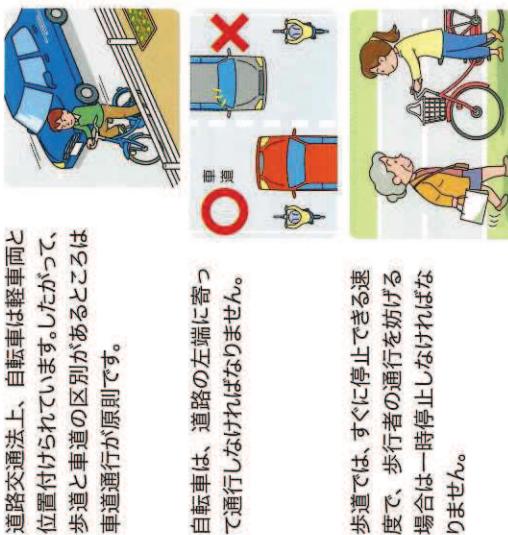
TEL 03-3260-3621 URL https://tスマートk.jp/

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンスピル市ヶ谷



みんなで守ろう 自転車安全利用5則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



道路交通法上、自転車は整車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止、安全確認を行いましょう。



夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した
安全な自転車で
ルールを守り安全運転に
心がけましょう。



緑色TSマーク付帯保険の補償内容と支払対象

◎ TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

賠償責任補償		死亡又は傷害事故 (すべての人身事故)	死亡又は 重度後遺障害	傷害補償
限度額	1億円 ※示談交渉サービス付き	保険金額 一律 50万円	保険金額 一律 5万円	保険金額 一律 5万円
支払いの対象	TSマークが貼付された自転車内搭乗者が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国外又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	左記の事故によって、左記の事例が日本国内での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被つた場合	左記の事故によって、左記の事例が日本国外での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被つた場合
(共)	(共)	(共)	(共)	(共)
(傷害補償)	○盜んだ自転車等、正當な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自動車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの ○同居の親族・同乗者に対する船員事故 ○対物損害	○盗んだ自転車等、正當な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自動車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの ○同居の親族・同乗者に対する船員事故 ○対物損害	○盗んだ自転車等、正當な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自動車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの ○同居の親族・同乗者に対する船員事故 ○対物損害	○盗んだ自転車等、正當な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自動車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの ○同居の親族・同乗者に対する船員事故 ○対物損害
(その他の支払いできない主な場合)	○自賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。 ○賠償責任補償の保証金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者ではありません。 ○搭乗中の人は、自転車から降りて、歩いて歩いている場合も含まれません。 ○事故後、自転車に乗りこなすものに陥られません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自転車に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。 ○私ができないことがあります。	○自賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。 ○賠償責任補償の保証金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者ではありません。 ○搭乗中の人は、自転車から降りて、歩いて歩いている場合も含まれません。 ○事故後、自転車に乗りこなすものに陥られません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自転車に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。 ○私ができないことがあります。	○自賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。 ○賠償責任補償の保証金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者ではありません。 ○搭乗中の人は、自転車から降りて、歩いて歩いている場合も含まれません。 ○事故後、自転車に乗りこなすものに陥られません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自転車に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。 ○私ができないことがあります。	○自賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。 ○賠償責任補償の保証金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者ではありません。 ○搭乗中の人は、自転車から降りて、歩いて歩いている場合も含まれません。 ○事故後、自転車に乗りこなすものに陥られません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自転車に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。 ○私ができないことがあります。

※「示談交渉サービス」とは、保険金支払いの対象となる賠償事故について、保険会社がTSマークが貼付された自転車に搭乗中の方などの代わりに示談交渉を行ってくれるサービスです。